

助成金受給資格認定通知書

平成 19年 10月 10日

有限会社 奥進システム
代表取締役 奥脇 学 殿
176388-000-1

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長



平成19年 5月 16日付けで申請のあった障害者作業施設設置等助成金の受給資格については、審査の結果、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 助成金の種類 障害者作業施設設置等助成金（第1種）
- 2 認定番号 第 19 - 00312 号
- 3 認定額 金 2,149,000 円
- 4 認定の条件
次の事項を認定の条件とします。
 - (1) 事前着手に関する事
支給対象施設等の設置・整備について、受給資格の認定を受けた後に（下記8の（3）の口の事業計画変更の場合にあっては、事業計画の変更承認後）に着手すること。（「事前着手申出書」を提出している場合を除く。）
認定申請時に「事前着手申出書」を提出している場合は、認定申請書の都道府県協会の受理日以降で、かつ、「事前着手申出書」に記載された契約予定日以降に着手すること。
また、作業施設にかかる助成金の申請額が450万円を超えるものについて、「事前着手申出書」を提出している場合は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）が事前着手の可否を申請事業主に通知した日以降に着手すること。
なお、着手とは支給対象施設等の設置、整備のための工事等の発注、契約及び支払いを行うことをいいます。
 - (2) 支給請求に関する事
受給資格の認定日から起算して1年以内に作業施設等の設置・整備及びその支払いを完了（工事等がすべて完了し、かつ、工事に係る経費の支払いが終了した日をいう。所有権の移転が伴う場合は、所有権の移転後。）し、かつ、受給資格の認定日から起算して1年以内に助成金の支給請求書を都道府県協会に提出し、受理されること。
 - (3) 事業計画の変更に関する事
受給資格の認定を受けた事業計画を変更する場合は、8の事業計画の変更手続きを行うこと。
 - (4) その他、機構が必要と認める事項
- 5 留意事項
 - (1) 助成金の支給金額については、支給対象となる施設・設備の設置、整備を実施した結果により別途算定いたします。
 - (2) 支給請求に際しては、所定の書類を添付する必要があります。
 - (3) 支給決定時には、別途支給の条件が付されます。

(4) 支給対象となる施設・設備の設置・整備に係る代金の支払いに手形（自社発行のものに限る）を振り出す場合は、当該手形が支給請求日までに引き落とされている必要があります。（ファクタリングの場合も同様）。

6 認定の取消し

次の各号に該当する場合は、受給資格の認定を取り消すことがあります。

- (1) 認定の取消しを申し出た場合
- (2) 偽りその他不正の行為により助成金の認定を受けた場合
- (3) 上記4の認定の条件に違反した場合
- (4) その他認定を受けた者の責めに帰すべき事由がある場合

7 返還

次のいずれかに該当する場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

ただし、下記(2)に該当する場合は、返還金と併せて、この助成金の支給を受けた日の翌日から完納日までの日数により計算した延滞金（年5分）を、また、下記(2)による返還通知書に記載された返還期限内に返還がなされない場合は、返還期限の翌日から完納日までの日数により計算した延滞利息（年5分）を納めていただきます。

- (1) 支給決定後に、この助成金の認定が取り消された場合
- (2) 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合
- (3) 支給の条件に違反した場合
- (4) 支給済みの助成金に返納額が生じた場合
- (5) その他事業主の責めに帰すべき事由がある場合

8 事業計画の変更手続き

受給資格の認定申請書提出後、支給決定までの間に、認定を受けた事業計画を変更する場合は、機構が必要と認める書類を添付し、都道府県協会を経由して届出又は申請を行ってください。

(1) 申請事業所の変更に関する事

イ「助成金事業計画変更届（以下「変更届」）」による変更

(イ) 変更事項

企業名、事業所名、代表者、本社所在地、事業所所在地

(ロ) 届出時期

a 変更時期が認定申請時から支給請求時までの間の場合は、支給請求時に、支給請求書に変更届を添付してください。

b 変更時期が支給請求書提出後、支給決定時までの間の場合は、変更があったときに、届け出てください。

ロ「助成金事業計画変更承認申請書（以下「変更承認申請書」）」による変更

(イ) 変更事項

合併若しくは統廃合による組織の変更、合併若しくは統廃合による助成金請求事業所の変更、支給対象障害者の転勤若しくは出向等勤務形態の変更に伴う請求事業所の変更等

(ロ) 申請時期

変更があったときに、変更承認申請書により申請してください。

(2) 支給対象障害者の変更に関する事

イ「変更承認申請書」による変更

(イ) 変更事項

支給対象障害者を変更する場合
支給対象障害者の勤務形態、就業形態（転勤、出向、短時間労働、在宅勤務等）の変更

(ロ) 申請時期

変更があったときに、変更承認申請書により申請してください。

(3) 作業施設等の変更に関する事

イ「変更届」による変更

(イ) 変更事項（作業施設・附帯施設）

手すり、ドアの仕様等の軽微な変更

(ロ) 変更事項（作業設備）

設備の型式、用途の変更を伴わない変更等の軽微な変更

(ハ) 届出時期

a 変更時期が認定申請時から支給請求時までの間の場合は、支給請求時に、支給請求書に変更届を添付してください。

b 変更時期が支給請求書提出後、支給決定時までの間の場合は、変更があったときに、届け出てください。

ロ「変更承認申請書」による変更

(イ) 変更事項（作業施設・附帯施設）

建設敷地、施設面積若しくは建築構造等の重大な仕様の変更

支給対象となる作業施設等の移転、売却、譲渡、貸付等の重大な変更

(ロ) 変更事項（作業設備）

設備の種類若しくは設置場所が固定される設備の設置場所を変更する場合、自動車の車種若しくは排気量の変更に伴い定員数に変更される場合、用途の変更等の重大な変更

支給対象作業設備の売却、譲渡、貸付等の重大な変更

(ハ) 届出時期

原則として、変更しようとする日の2か月前までに申請